

たんばささやま子ども・若者みらいプラン  
～丹波篠山市こども計画第2巻～  
(案)

令和7年12月

丹波篠山市

## 目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	3
4 各主体の役割	3
5 計画の期間	4
6 計画策定の体制	4
第2章 計画の理念と基本目標	
1 理念	4
2 基本目標	5
3 施策の体系	7
第3章 施策の展開	
1 すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会	8
2 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会	17
3 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会	26
4 すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会	29
5 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会	38
第4章 計画の推進に向けて	
1 計画の推進体制	47
2 計画の進捗管理と評価	47
3 評価指標の設定	48
第5章 資料編	
1 丹波篠山市子ども・子育て会議委員名簿	50
2 丹波篠山市子ども・子育て支援会議規則	51
3 丹波篠山市子育ていちばん条例	52
4 第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画の概要	56
5 用語解説	59

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成27年から「さきっ子 子育て いちばんプラン～丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～」を2期にわたり策定し、計画的に子ども・子育て支援に取り組んできました。令和7年3月には「第2期計画」が終了するため、新たに「第3期さきっ子 子育て いちばんプラン～第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。

一方で、全国的には少子化が深刻化しており、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録、出生数も727,277人と過去最少となっています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的困難を抱える家庭での貧困の連鎖など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした状況を受け、国は令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。この法律では、すべての子どもが将来にわたり幸福な生活を送れる社会の実現を目指し、基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子どもの意見を施策に反映する仕組みなどが定められています。

「こども大綱」では、これまで個別に策定されてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策大綱」などを統合し、子ども施策の基本方針や重要事項をまとめています。

また、「こども基本法」では、従来の子ども関連施策を包括的に整理・統合した「こども大綱」をもとに、市町村に対し、「市町村こども計画」の策定を努力義務として定めています。

こうした国の動きを踏まえ、本市においても、子どもや、若者施策の総合的な計画として「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」(以下「本計画」)を策定します。本計画では、従来の子ども施策に加え、対象を若者にも広げ、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送れるよう、取り組みを進めていきます。

### 2 計画の位置づけ

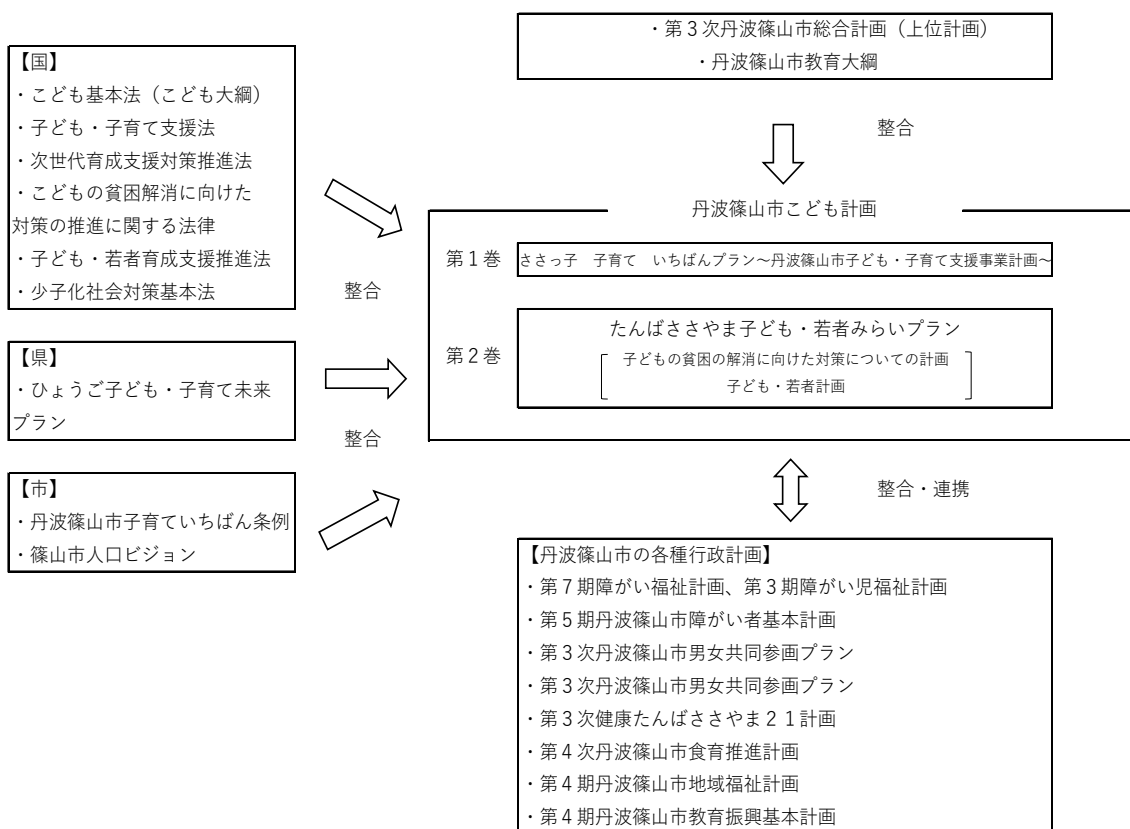
本計画は、子ども・若者施策を総合的に推進することを目的に、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する市町村こども計画として位置づけます。また、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」と一体的に策定します。加えて、本計画は兵庫県が策定する「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の内容を踏

まえて策定し、県と連携して施策を推進していきます。

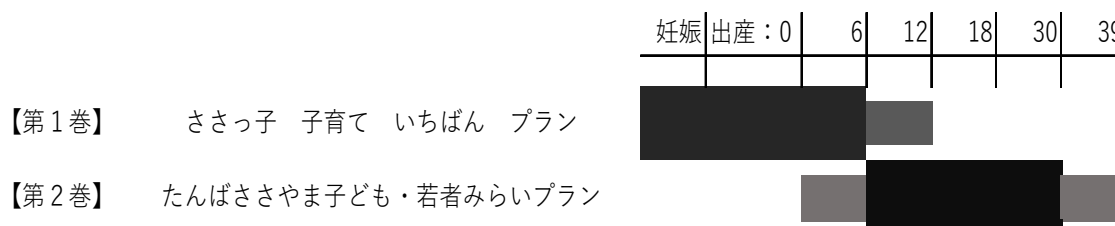
なお、すでに策定している「第3期ささっ子 子育て いちばんプラン～第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～」は本計画の第1巻として位置づけ、主に妊娠期から出産、乳幼児期までの未就学児を中心とし、概ね小学生までの子育て支援施策を担うものとします。

今後策定する「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」は第2巻として、主に小学生以降の子ども・若者を中心に全ライフステージを通じた支援の在り方や、各施策の整合を図る計画とします。

### 〈各種法律及び計画との関係図〉



### 〈丹波篠山市こども計画の構成〉



### 3 計画の対象

妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね 39 歳までを主な対象者とします。

※こども基本法では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」を指し、年齢上限は定められていません。これは、18 歳や 20 歳で支援が途切れないよう、子どもや若者が社会の中で幸せに暮らせるよう支える趣旨によるものです。本計画では、児童福祉法や市の条例を参考に、「子ども」は 18 歳未満、「若者」はおおむね 18 歳以上 30 歳未満とし、施策によってはポスト青年期（おおむね 39 歳未満）までを対象とします。

#### 〈「子ども」と「こども」の表記について〉

こども基本法では、ひらがなで「こども」と表記されていますが、一般的に 18 歳以上の若者を含めて「こども」と表記すると 18 歳や 20 歳以降の若者が含まれていないとの誤解を招くおそれがあります。

そこで、本計画では、法令などで使われている固有名詞の表記を除き、「子ども」を 18 歳未満の者を指す表記として用い、それ以降のおおむね 39 歳未満の者は「若者」と表記することとします。

### 4 各主体の役割

本計画を効果的に実施するため、国、県、市それぞれの役割を以下のとおり定め、それぞれに連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

#### (1) 国

子ども・若者政策に関する法律や基本方針、制度の枠組みを整備するとともに、全国的な視点からの施策展開や財政的支援、調査研究、統計整備などの基盤的な役割を担っています。

#### (2) 県

国の方針を踏まえつつ、県域全体を見渡した施策の調整・推進を行い、市町村に対する技術的助言や広域的な支援を担っています。また、市町村単独では対応困難な広域課題に対する対応や、教育分野においては主に高等学校教育などの県立学校の運営を担っています。

#### (3) 市

市は、子ども・若者やその家庭に最も身近な自治体として、地域の実情やニーズに応じた施策を企画・実施する主体です。就学前の保育・教育や放課後児童クラブ、子育て支援センターの設置運営をはじめ、市立小・中・特別支援学校の教育環境の整備、家庭や地域、子育て

て支援団体等との連携による支援体制の構築など、日常的かつ直接的なサービス提供を行います。

## 5 計画の期間

計画の期間は、令和8年3月から令和11年度末までとします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て支援・若者支援のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

## 6 計画策定の体制

### (1) 子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、教育、福祉関係者並びに子育て事業従事者や保護者の方等で構成する「丹波篠山市子ども・子育て会議」に諮問を行い、計画内容の審議を行いました。

### (2) 当事者からの意見聴取

#### ①【未就学児】

令和7年11月8日(土)に開催した「親子でワクワクフェスティバル2025」において「こんなまちになってほしい」をテーマに絵を描いてもらうとともに、保護者による補足コメントも収集しました。

#### ②【義務教育年代】

計画の概要を子ども向けにまとめた概要書をもとに、児童・生徒向けのパブリックコメントを実施し意見を聴取しました。

#### ③【高校年代以上】

一般向けパブリックコメントとして、高校生年代を含む幅広い年代から意見を募集し、反映を図りました。

## 第2章 計画の理念及び基本目標

### 1 理念

本市では、「子育てするなら丹波篠山がいちばん！とみんなが思える『こどもまんなか』のまち」を理念に掲げ、これまで「ささっ子 子育て いちばんプラン～丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～」を推進してきました。今般策定する「たんばささやま子ども・若者みらいプラン」においても、これまでの施策と継続的かつ一体的に取り組むことを重視しています。

また、国の「こども大綱」では、「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指す「こどもまんなか社会」として示しています。

以上から、本市の子ども・子育て支援事業計画の理念及び国の目指す姿を踏まえ、「すべ

ての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山」を本計画の理念として掲げ、こどもまんなかの視点に立ち、ライフステージを通した切れ目ない支援を推進していきます。

## 【理念】

「すべての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山」

## 2 基本目標

### (1) 国の方針

国は「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、以下の6つの柱を子ども施策の基本的な方針としています。

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、子育て支援団体等との連携を重視する

### (2) 本市の考え方

本市では平成23年に「地域全体で子育てや子どもが自ら育つ力を支えることにより、丹波篠山市に育つ子どもが、健やかに生まれ、将来に夢と希望を持って力強く生きること」を目指し、丹波篠山市子育ていちばん条例を制定しています。

この条例の第3条には次の3つを「大切にする考え方」として掲げています。

1. 子どもは、性別、国籍、障がい等にかかわらず、社会の一員として誰からも愛され、受け入れられます。
2. 子育てや子どもが自ら育つ力を支え、子どもの素晴らしさを発見し、理解して、子

育ての喜びや育つ喜びを分かち合います。

3. 子どもの意見を尊重し、その年齢及び成長に応じ、子どもにとっての最善の利益を考慮します。

### (3) 基本目標

以上から、「丹波篠山市子育ていちばん条例」の目的や考え方が、こども基本法やこども大綱の基本的な方針と整合していること、本計画は本条例第10条の事業計画に位置付けられることから、こども大綱に規定する上記指針を基本としつつ、本条例の考え方を取り込んだ次の基本目標のもと施策を推進します。

#### 1. すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

すべての子ども・若者を自らの意思と権利をもつ主体として認識し、年齢や背景に関わらず、誰もが尊重され、意見を表明できる社会を目指します。また、年齢、性別、国籍や障がいの有無に関係なく、多様性を認め合う文化を育むことにより、いじめや差別のない、安心して自分らしく生きられる環境の整備を推進します。

#### 2. 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

若者一人ひとりが将来に希望を持ち、自立して生活できるよう、安定した就労や自立に向けた生活支援を行うとともに、結婚を希望する若者への支援も推進します。また、心の健康を守るための自殺対策、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者への支援体制を整備し、誰もが孤立せず、安心して社会とつながれる環境づくりを行います。

#### 3. 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

家庭の経済的な困難が子どもの成長や将来の選択肢を狭めることがないように、子どもの貧困対策を一層推進します。また、経済的理由によって必要な支援や経験が受けられないことのないよう、格差の固定化を防ぎ、すべての子どもが希望を持って未来に進める環境づくりを目指します。

#### 4. すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

すべての子どもが等しく質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等と学びの質の向上を図ります。また、特別支援教育の充実や多様な学びの場の提供、保育・幼児教育から高等教育に至るまでの切れ目のない支援体制を整備し、子ども一人ひとりの個性や可能性が最大限に伸ばされる社会を実現します。

#### 5. 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

子どもや家庭が抱える困難は、個人や家庭だけでの解決が難しい場合もあるため、学校、行政、地域住民、子育て支援団体などが連携し、温かく見守り支える仕組みづくりを進めます。また、課題に早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、地域に根ざした支援体制を強化し、誰もが子育てや成長を共に喜び合える地域づくりを目指します。

### 3 施策体系

#### 理念

すべての子ども・若者が幸せで健やかに育つまち 丹波篠山

#### 基本目標

1. すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

- (1)子ども・若者の権利に関する啓発
- (2)外国にルーツのある子ども・若者への支援
- (3)障がいのある子ども・若者への支援
- (4)いじめ防止の取組

2. 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

- (1)若者の就労・自立支援
- (2)結婚を希望する方への支援
- (3)子ども・若者の自殺対策
- (4)不登校の子どもへの支援
- (5)ひきこもりの若者への支援

3. 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

- (1)子どもの貧困対策

4. すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

- (1)学校教育の充実
- (2)特別支援教育の充実
- (3)子育て支援の充実
- (4)居住する地域に関わらない等しい機会の保障

5. 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

- (1)地域や学校、子育て支援団体などと連携した支援
- (2)丹波篠山の魅力を活かした多様な体験の充実
- (3)ヤングケアラーへの支援
- (4)児童虐待や体罰防止

## 第3章 施策の展開

### 基本目標1

#### すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

すべての子ども・若者を自らの意思と権利をもつ主体として認識し、年齢や背景に関わらず、誰もが尊重され、意見を表明できる社会を目指します。また、年齢、性別、国籍や障がいの有無に関係なく、多様性を認め合う文化を育むことにより、いじめや差別のない、安心して自分らしく生きられる環境の整備を推進します。

#### (1) 子ども・若者の権利に関する啓発

##### 【現状と課題】

すべての子ども・若者は生まれながらにして権利の主体であり、多様な人格を持った個人として、自分に関することを選択し、決定し、実現していく権利を持っています。

また、こども基本法では子どもの権利保障が明記され、国及び地方自治体は子どもの施策の検討、実施及び評価にあたっては、子ども若者の意見等を反映させるための措置を講ずるものとされていますが、本市では現在のところ子ども・若者の意見を施策に反映する仕組みはできていない状況です。

##### 【今後の方向性】

子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくために、こども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知・啓発していきます。

また、子ども・若者が地域社会の一員として意見を表明できる機会や社会活動に参加できる手法について先進事例を参考に検討しています。

##### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
こども・若者の権利に関する周知・啓発	こども・若者の権利を含む人権施策全般について、年度ごとの重点テーマに基づきながら、広く市民に対して周知・啓発を行い、人権意識の向上を図ります。	人権推進課
子どもの権利に関する図書の設定	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会が得られるよう、子どもの権利に関する本を設置します。	中央図書館
学校における子	中学校ではスクールソーシャルワーカーによる出	学校教育課

子どもの権利啓発	前授業を通じて、子どもの意思表示に関する授業を行っているほか、小・中・特別支援学校の道徳や人権教育の中でも取り上げることで、『こどもまんなか社会』の考え方を広く伝えます。	
こども計画の周知促進	SNS や、図書館での展示会などを通じて「丹波篠山市こども計画」や子どもの権利などを広く周知します。	子育て企画課
子ども・若者の意見表明に関する機会の創出	子ども・若者の意見聴取・意見表明・そのフィードバックの方法等について先進事例等を参考に本市の具体的な手法を検討し、実施します。	子育て企画課

## (2) 外国にルーツのある子ども・若者への支援

### 【現状と課題】

外国人人口は平成 26 年の 430 人から令和 5 年には 1,014 人にまで増加しており、とりわけ 30 歳代までの若年層が多く、全体の 72% を占めています。また、総人口に占める外国人市民の割合も令和 5 年 3 月末現在 2.5% と全国平均の 2.2% より高い割合となっています。

外国にルーツのある子ども・若者の課題としては、言語や生活習慣の違いから、学校生活や授業に困難が生じやすいことや、アイデンティティの確立や不安、悩みを抱えやすいことなどがあります。

### 【今後の方向性】

地域社会に外国人市民がいることを前提に、地域・学校・医療機関・企業などと連携し、多文化共生への理解を深め、外国にルーツを持つ子ども・若者が安心して成長できる環境の整備を進めます。外国人支援団体と連携し、日本語学習や学校生活への適応支援、相談体制の充実を図ることで、言語や文化の壁を越えたコミュニケーションを促進します。

### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
外国人児童生徒母語通訳・翻訳及び初期日本語指導	○NPO 法人篠山国際理解センターに委託し、学校において、日本語教師の資格又は教員免許を持った指導員が、外国人児童生徒に対する初期日本語能力の獲得をめざし、個々の能力に応じた支援を行います。 ○生活していく上で必要な日本語能力を早期に習得させ、学校生活への早期適応、コミュニケーション	学校教育課

	<p>ンの円滑化を促進します。</p> <p>日本語能力が充分でないために学校生活や授業に困難がある児童生徒やその保護者に対して通訳・翻訳を行い、学校生活を円滑に送れるよう支援します。</p>	
外国人幼児に対する母語通訳・やさしい日本語支援	NPO 法人篠山国際理解センターに委託し、市立保育園、幼稚園、認定こども園等の外国人幼児（3～5才）への母語通訳・やさしい日本語支援、保護者への通訳・翻訳を行い、園生活を円滑に送れるよう支援します。	保育教育課
地球っ子・地球市民プログラム	NPO 法人篠山国際理解センターに委託し、小・中・特別支援・高等学校、公民館や市民グループ等へ、海外の料理や遊び等を通して国際理解を深める参加型学習プログラムを開発し提供します。	学校教育課
丹波篠山市生活ガイドブックの多言語化	<p>避難所や医療機関、緊急・災害時の必要な項目を掲載した「丹波篠山市生活ガイドブック」を多言語で作成し、行政情報を提供をします。</p> <p>（対応言語）</p> <p>英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語</p>	地域振興課
日本語教室「うりぼう」「うりぼうファミリー」	<p>○「うりぼう」</p> <p>ボランティア支援者による日本語教室を実施します。</p> <p>○「うりぼうファミリー」</p> <p>子育て等により、日本語教室会場に通うのが難しい方に対し、ボランティア支援者が自宅等に訪問し、日本語教室を実施します。</p> <p>※いずれも NPO 法人篠山国際理解センターに委託</p>	社会教育・文化財課
学習支援教室「うりぼうくらぶ」	NPO 法人篠山国際理解センターに委託し、外国につながる子ども（外国籍児童生徒及び日本国籍であるものの両親のどちらかが外国籍である児童生徒）を対象に、ボランティア支援者と母語話者による学習支援を行い、日本語の習得や日本の文化への理解を深めます。	社会教育・文化財課
生活支援通訳ボランティア派遣業務	日本語の理解が十分でない外国人市民が、生活に必要な手続きなどに関するコミュニケーションを円滑に行えるよう通訳者を派遣します。	地域振興課

	(対応言語) 英語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語等	
外国人市民生活相談	外国人市民を対象とした生活相談を実施します。	地域振興課
緊急通報における「多言語通訳システム」及び救急現場における「救急ボイストラ」「外国人情報収集シート」等の活用	119番通報には「多言語通訳システム」を導入しており、32ヶ国語に対応が可能です。また、救急現場においては、31ヶ国語の「救急ボイストラ」及び21ヶ国語の「外国人情報収集シート」等を活用し、外国人傷病者等と救急隊との円滑なコミュニケーションを図ります。	消防本部
外国人市民が参加する外国人市民共生会議	外国人市民に関わる課題について、情報の収集及び意見交換を行い、多文化共生のまちづくりに活かしていくことを目的とし、構成員として外国人市民を登用します。	地域振興課
多文化交流サロン	国籍や民族、生活習慣など文化的な違いをお互いに理解し、誰もが安心して住みやすい共生・協働するまちづくりに繋げることを目的に開催します。	地域振興課
外国語指導助手(ALT)による交流活動	市内小学生の国際理解教育、多文化理解の向上を目的に小学生がALTとともに英語を楽しむことができる「イングリッシュ・デイ・キャンプ」や「ハロウィンパーティ」などを実施します。	学校教育課
庁内関係課連絡会議	庁内の関係各課等による連絡調整の場で、多文化共生の考え方について認識の共有を図るとともに、外国人に関する現状や課題を共有します。	地域振興課

### (3) 障がいのある子ども・若者への支援

#### 【現状と課題】

本市の39歳までの方の障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度以降、増加傾向にあります。種別に見ると「身体障害者手帳所持者(※1)」は減少していますが、「療育手帳所持者(※2)」、「精神障害者保険福祉手帳所持者(※3)」は増加しています。

本市の障がい者福祉施設は人口割合からすると充実しているものの、重度障がい者を受け入れる障がい児入所施設等がないことや都市部に比べて公共交通機関の利便性が劣るこ

とにより、社会活動への参加が難しいことなどが課題としてあげられます。

【今後の方向性】

支援を必要とする子ども・若者に対して一貫した支援ができるよう教育・保育・福祉・医療が連携を行い、学校卒業後も社会的に孤立することがないように、就労支援の充実、地域との交流活動の促進に取り組みます。

また、重症心身障がい児・者や医療的ケア児・者に対応した障がい福祉サービスの必要性が高まることから人材確保及び関係機関との連携の構築など、体制整備に努めます。

【具体的な取り組み】

〈障がい児支援の提供体制〉

児童発達支援センターの設置	「丹波篠山市児童発達支援センター」のさらなる充実を図り、発達に課題のある児童を支援していきます。	社会福祉課
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、重症心身障がい児の取り巻く状況を考慮し、体制整備を進めます。	社会福祉課
医療的ケア児・者の支援にかかる協議の場の開催	重症心身障がい者（児）への対応のあり方に関する協議・調整や、関係機関のネットワーク構築を目的として、定期的（年4回程度）に市地域自立支援協議会医療的ケア部会を開催しています。	社会福祉課
障がい児通所支援の見込量と確保方策	障がい児福祉サービスについては、実績において利用者が増加しており、今後も増加が見込まれます。支援を必要とする子どもが身近な地域で支援を十分に受けることができるよう、市内事業所等での見込量の確保を図ります。また、関係機関が連携して情報を共有し、支援を必要とする子どもを療育する家庭のサポートに努めます。	社会福祉課
人材確保・人材育成	就職支援関係部署や障がい福祉サービス事業所と連携し、就職フェアや広報紙、ホームページ等を通じた障がい福祉の仕事の魅力ややりがいに関する情報発信を行います。	社会福祉課

〈手話の啓発、促進及び聴覚障がい児・者への支援〉

丹波篠山市みんなの手話言語条例に基づく啓発	「みんなの手話言語条例」に規定されている「手話施策推進方針」に基づき、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境づくりを推進していきます。	社会福祉課
手話出前講座	【市内学校向け】 ろう者への理解に関する講義や手話実技等を行います。 【市内企業・事業所・自治会等向け】 主にろう者への理解に関する講義や自己紹介や簡単なあいさつなどの、初めての方むけの手話体験講座を行います。	社会福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣事業（意思疎通支援事業）	聴覚障がいのある方等が社会生活上、意思疎通を図ることに支障がある場合、コミュニケーションが円滑かつ確実にできるように手話通訳者等の派遣を行います。	社会福祉課
重度難聴児・者への補聴器の支給	聴覚障がいにかかる身体障害者手帳の交付を受けている者を対象に、補聴器を支給します。	社会福祉課
軽・中度難聴児補聴器購入費助成制度	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている、18歳未満の軽・中度難聴児を対象に、補聴器購入費の助成します。	社会福祉課

〈就労支援の充実〉

事業名	事業内容	担当
就労支援体制の充実	○公共職業安定所（ハローワーク）や丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」、ジョブコーチ支援制度等就労支援制度の周知を図ります。 ○公共職業安定所（ハローワーク）や丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぷ」及び障害者総合支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援等、多様な就労支援事業所の連携強化を推進します。 ○就労が困難な障がいのある人に対する障害者総合支援法に基づく日中活動の場を確保します。	社会福祉課
官公庁による雇用の促進	○本市における障がいのある人の雇用を促進します（障害者雇用促進法では、令和8年7月1日から、地方公共団体における身体・知的障がいのある	社会福祉課

	人の雇用率が 3.0%、教育委員会では 2.9%以上とすることが義務となります)。 ○知的・精神障がいのある人が従事する市役所内軽作業委託事業「すてっぷあっぷ事業所」を継続して実施します。	
就労継続支援事業所・地域活動支援センターの福祉的就労に対する支援	○既設の就労継続支援事業所・地域活動支援センターの整備や運営の支援及び周知啓発を行います。 ○市主催のイベント等を活用した障がいのある人の雇用促進を支援します。 ○障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入調達を障害者優先調達推進法に基づき推進します。	社会福祉課
就労の場の充実	障がいのある人の多様な就労機会を確保するため、民間企業に職業訓練の実施、雇用、就労環境改善の働きかけを行います。	社会福祉課
就労定着の促進	○就業に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所、家族との連絡調整等を行います。 ○就労定着支援事業所の確保に努めます。	社会福祉課

※1 身体障害者手帳所持者

身体に障がいがある人が、必要な支援やサービスを受けるために交付される手帳を持っている人。

※2 療育手帳所持者

知的障がいのある人が、福祉サービスや支援を受けるために交付される手帳を持っている人。

※3 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神疾患のある人が、生活支援や福祉サービスを受けるために交付される手帳を持っている人。

〈移動を支援する事業の充実〉

移動支援事業の推進（障害者総合支援法における地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がいのある人を対象とした、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援の充実を図ります。	社会福祉課
行動援護の推進（障害者総合支援法における介護給付事業）	障害支援区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）であって、知的・精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人を対象とした、外出時の危険を回避するために必要な支援を実施します。	社会福祉課
同行援護の推進	視覚障がいのある人を対象とした、移動時及び外出	社会福祉課

(障害者総合支援法における介護給付事業)	時における視覚的情報の支援、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要な支援を実施します。	
タクシー利用助成事業・外出支援サービス事業の推進	障がいのある人の通院、通所等の外出及び社会参加促進のため、タクシー利用助成事業、外出支援サービス事業のあり方について検討を進めます。	社会福祉課
移送手段の充実	道路運送法に基づく福祉有償運送の実施等、障がいのある人の移動手段の充実を図るため、庁内関係部署で検討を進めます。	社会福祉課
自動車運転免許取得・改造助成事業の促進（障害者総合支援法における地域生活支援事業）	障がいのある人が自動車運転免許を取得する場合及び自動車を改造する場合の費用を助成します。	社会福祉課
減免・割引制度等の普及 促進と拡充	<p>○身体障害者手帳あるいは療育手帳を所持している人に対して行われている鉄道・バス・船舶運賃割引制度の普及促進を図ります。</p> <p>○身体障がいのある人本人、また身体に重度の障がいのある人及び知的障がいのある人の介護者が運転する場合の有料道路通行料割引制度の普及促進を図ります。</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳を所持している人にも助成できるよう制度拡充への働きかけます。</p> <p>○障がいのある人等のための駐車スペースを適正に利用できることを目的とした「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の普及促進を図ります。</p> <p>○身体障がいのある人及び知的・精神に重度の障がいのある人が使用する自動車に「駐車禁止除外指定車標章」を交付します。</p>	社会福祉課

#### (4) いじめ防止の取組

##### 【現状と課題】

本市では、「子どものいじめ防止等に関する条例」に基づく、「子どものいじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止に向けた体制を整備しています。また、各学校においても、「いじめ

防止基本方針」に基づき、「いじめ対応チーム」を中心として、学校全体でいじめ防止・早期対応に取り組んでいます。

いじめの認知件数については、令和元年度から令和3年度にかけては減少傾向にありましたが、令和4年度以降は再び増加傾向が見られます。

児童・生徒1,000人あたりのいじめ認知件数は、小学校・中学校ともに、全国平均および兵庫県平均と比べて大きく下回っています。

#### 【今後の方向性】

いじめは、子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害です。「丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する条例」および「丹波篠山市子どものいじめ防止等に関する行動指針」に基づき、人権学習等を通じた未然防止に努めるとともに、学期ごとのアンケート調査や教育相談を活用し、早期発見に取り組み、いじめの事案が発生した場合には、迅速かつ組織的に対応します。

また、子どもや保護者が学校以外の相談窓口を利用できるよう、関係機関の情報周知も積極的に行います。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
いじめ対応ネットワーク会議の設置	学校、市、警察その他関係機関で構成し、いじめに関する情報共有を図り、いじめ防止等に努めます。	学校教育課
いじめ対策委員会の設置	市長の附属機関として「丹波篠山市子どものいじめ対策委員会」を設置し、重大事態への対処又は発生防止対策を行います。	社会福祉課
「いじめ対応チーム」の設置	各学校において、心理・福祉等に関する専門的な知識を有するものや、その他関係者で構成し、いじめ防止等に関する措置を実効的に行います。	各小・中・特別支援学校
人権教育や道徳教育の充実	特別の教科道徳や特別活動、情報モラル教育等を通して、学校教育活動全体を通じた、いじめを許さない学校の風土を確立します。	学校教育課
相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた生徒指導委員会の定例化及び充実を図ります。	各学校 学校教育課 教育研究所
相談窓口の周知促進	外部を含めた相談窓口の情報を収集し、児童生徒や保護者がつながれるように周知・啓発を行います。	学校教育課

## 基本目標 2

### 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

若者一人ひとりが将来に希望を持ち、自立して生活できるよう、安定した就労や自立に向けた生活支援を行うとともに、結婚を希望する若者への支援も推進します。また、心の健康を守るための自殺対策、不登校やひきこもりの状態にある子ども・若者への支援体制を整備し、誰もが孤立せず、安心して社会とつながれる環境づくりを行います。

#### (1) 若者の就労・自立支援

##### 【現状と課題】

本市の完全失業者数及び完全失業率は平成 17 年から令和 2 年にかけて減少しています。また、丹波地域の令和 6 年度卒業対象者における高卒指定校求人件数は就職希望者数の 4.13 倍で売り手市場の状態が続いています。

一方で、丹波地域内での就職率が 62.9%と地元就職先はあるものの若者が地元で定着していないことが課題としてあげられます。

##### 【今後の方向性】

売り手市場が続いているものの、若者と企業の間には職業に対する認識のずれなどのミスマッチにより、就職が難しい場合や、早期に離職してしまう若者は一定数います。こうした課題に対応するため、若者が納得して働けるような情報提供を充実させ、地域の魅力や仕事への理解を深められる環境づくりに取り組みます。また、就職を機に若者が市外へ転出することを抑制し、地域で働き続けられるよう支援を進めます。

##### 【具体的な取り組み】

###### 〈就労支援〉

事業名	事業内容	担当
高校生の地元での就職促進事業	地元高校と連携し「キャリア教育出前講座」「企業紹介フェア」「しごと探求フェア」「企業見学会」等様々な企画を実施し、キャリアや地元での就職を考えるきっかけづくりを行います。	創造都市課
丹波篠山市出展事業等補助金	学生等の UIJ ターン促進を図り、市内事業者の人材確保につなげるために学生等の就職希望者を対象とした就職説明会や新卒者・転職者向けの就職情報サイト等に正規雇用に係る求人情報を掲載した場合に、費用の一部を補助します。	創造都市課

新規学卒者就職奨励金	高等学校、大学等の新規学卒者で、市内企業に正規職員として就職し、1年以上勤務した方へ奨励金を支給します。	創造都市課
出張キャリア相談 (さんだ若者サポートステーション)	さんだ若者サポートステーションによる出張キャリア相談を定期的に市民センターで開催します。15歳～49歳未就業の方向けに仕事の悩みや応募書類作成、面接対策の相談を実施。就職後のキャリア相談も可能です。	商工観光課
丹波篠山市奨学金返還支援制度導入促進奨励金	学生等のUIJターンの促進を図り、市内事業所の人材確保につなげるために奨学金返還支援制度を導入する市内事業者に対し、奨励金を交付します。	創造都市課
企業振興・誘致による雇用創出	工場立地に対する奨励金・雇用促進奨励金、その他各種の優遇措置や支援制度により雇用創出を促進します。	創造都市課

#### 〈起業支援〉

事業名	事業内容	担当
起業支援助成金	新たに市内で起業する場合、開業にかかる経費や改修・改装工事費、事業に必要な機械設備の購入費等の一部を支援します。	商工観光課
地域しごとサポートセンター丹波 (コミュニティビジネス支援)	地域課題をビジネスで解決したい起業志向の方に、コーディネーターや専門家が無料で相談支援します(一般社団法人丹波篠山キャピタル実施事業)。	創造都市課
住宅リフォーム助成	市内の施工業者を利用して自宅の修繕や補修工事(住宅リフォーム工事)を行う場合に、その経費の一部を助成します。	商工観光課

#### 〈自立支援〉

事業名	事業内容	担当
生活困窮者自立支援相談窓口	<b>【相談支援】</b> 相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	社会福祉課

	<p><b>【就労支援】</b></p> <p>相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行います。</p>	
無料法律相談	丹波篠山市にお住まいの方(在勤・在学を含む)を対象に、日常生活上の法律問題について、弁護士が相談に応じています。	地域振興課
消費生活相談	多重債務等の困難を抱える相談に応じた際は、抱えている他の課題も把握し、問題の解決に向け適切な相談先につなげます。	地域振興課
納税相談機会等を活用した支援	納税相談等の機会を通じて、生活面で深刻な問題を抱えていたり、生活の維持が困難であることを把握した際は、「ふくし総合相談窓口」を案内し、状況に応じた支援につなげます。	税務課
水道料金コーナーにおける相談	水道料金等の相談に応じる窓口において、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあることを把握した際は、「ふくし総合相談窓口」を案内し、状況に応じた支援につなげます。	経営企画課

〈定住支援〉

事業名	事業内容	担当
保育料補助金	少子高齢化が進む利便性の低い地区への定住促進や子育て世帯の経済的負担軽減を目的に満0～2歳までのお子様の保育料相当額を補助します(上限あり)。	創造都市課
子育て世帯定住支援補助金	少子高齢化が進む利便性の低い地区への若者世帯の定住促進と子育て世帯の経済的負担軽減を目的に、未就学児から高校3年生までの子ども1人につき3万円の支援を行っています。 ※その他条件があります。	創造都市課
丹波篠山暮らし定住住宅補助金	空き家を活用して改修する方や若者・子育て世帯を応援するため、住まいの新築や改修、購入のための補助金を設けています。	創造都市課

## (2) 結婚を希望する方への支援

### 【現状と課題】

本市の未婚率は男女ともに上昇傾向にあり、全国・兵庫県平均と比べると男性はやや高く、女性は同水準です。婚姻数は令和元年から令和5年にかけて減少傾向にあります。

兵庫県民を対象とした意識調査では未婚・独身でいる理由として「いい相手がみつからない」(37.3%)が最も高くなっています。若者人口の減少により出会いそのものが減少していることが予想されます。一方で、行政への要望としては「安定した雇用環境の整備」や「賃金を上げるなど、安定して生活ができるための支援」を望む声が多くなっています。

### 【今後の方向性】

結婚は個人の自由な意思に基づくものであり、無理に促すものではありませんが、結婚を希望する若者がその願いを実現し、本市で安心して暮らし続けられる環境づくりは重要です。今後は、男女の出会いの場の提供や情報発信に加え、若者の就労・自立支援と連携し、結婚や家庭生活に希望を持てる地域づくりを進めていきます。

### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
結婚相談室「輪～りんぐ～」	市が運営する結婚相談窓口。20歳以上の独身者を対象に結婚アドバイザーが相談に応じ、相手の紹介や交流会やイベントの企画等を行います。	創造都市課
結婚お祝い新生活支援事業	定住促進重点地区に指定されている畑・日置・後川・雲部・村雲・福住・大芋・西紀北地区で新生活をスタートされる新婚世帯の方に、住宅の取得や引っ越しにかかる費用等、新婚生活の初期費用30万円を補助します。	創造都市課

## (3) 子ども・若者の自殺対策

### 【現状と課題】

全国的には若年層による自殺者数は増加傾向にあり、令和6年中の小中高生の自殺者数総計は統計のある昭和55年以降で最多となりました。平成25年度から令和5年度の期間では丹波篠山市の年間自殺者数は3～15人の間で増減を繰り返しており、39歳までの自殺者の割合は男性が44.8%、女性は20.9%と全国・兵庫県と同水準になっています。自殺の原因・動機は一つではなく、様々な要因が複雑に絡み合っており、直接的な要因として「うつ病」が大きく関係しています。孤立を防ぐ支援体制や、相談しやすい環境づく

りが今後の課題となります。

### 【今後の方向性】

学校や講演会などを通じて、命の大切さや心の健康管理の重要性について啓発を行い、メンタルヘルスの向上に取り組む動機づけとなるような活動を推進します。あわせて、ゲートキーパー研修などにより、周囲の人が自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）できる環境づくりを進めます。さらに、悩みを抱える子どもや若者が気軽に相談できるよう、相談窓口の整備やその利用促進にも取り組み、早期の支援につなげていきます。

### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
こころのケア相談	「眠れない」、「気分が落ち込む」、「イライラする」など、こころの健康に関する諸問題について専門職が相談に応じる『こころのケア相談』を月1回程度開催しています。	長寿福祉課
ふくし総合相談窓口	福祉に関する様々な相談に応じ、市役所各部署及び関係機関と連携し、対象者の困りごとを解消し、適切な社会資源が利用できるように支援します。	長寿福祉課
生活困窮相談	生活困窮者からの相談に応じ、庁内関係部署、社会福祉協議会等の関係機関と連携をとりながら課題解決に向けて支援します。	社会福祉課
自殺対策ネットワーク連絡会	庁内だけではなくさまざまな関係機関が、地域の自殺の実態や変化について共有し、社会や経済的な視点を含む包括的な施策の推進により、誰も自殺に追い込まれない社会を目指します。	長寿福祉課
健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会において、本市の自殺実態、取り組み状況を報告、協議することで市における自殺予防を含めた精神保健の推進体制につなげます。	健康課
庁内職員研修を通じた支援者の育成	市役所入庁3年目の職員を対象に、ゲートキーパー研修を実施し、庁内全職員が、ゲートキーパーとしての役割を担えるよう人材育成をします。	長寿福祉課 総務課
地域の関係団体等に対するゲートキーパーの育成研修	介護支援専門員や相談支援専門員、介護・福祉サービス事業者及び地域の相談支援者をはじめ、子ども・子育て支援やまちづくり、スポーツ活動、	長寿福祉課 社会福祉課 健康課

の実施	防犯対策等に取り組む人材や事業者、ボランティア等に対し、ゲートキーパー研修の受講を促進します。	社会教育・文化財課
自殺予防週間・自殺予防月間の取り組み	自殺予防週間（9/10～9/16）及び自殺対策強化月間（3月）に、研修会・講演会を開催し、市民や支援者のこころの健康に関する関心を高めるとともに、自殺の危険性がある人に気づき、支え、つなげることができるよう地域力を高めるための取り組みを図ります。	長寿福祉課
講演会等を通じた周知・啓発	商工会等と連携し、セミナー等において自殺対策（生きることの包括的支援）に関連する啓発リーフレット等を配布するなど、経営者に健康管理の必要性と重要性をはじめ、職場のメンタルヘルス向上に積極的に取り組む動機付けとなるよう広く啓発を推進します。	長寿福祉課 商工観光課
自殺未遂者への支援	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、関係機関の相談窓口や医療機関、警察との連携により、悩みや問題を抱える方の問題解決に向けた取り組みが行えるように努めます。	長寿福祉課 社会福祉課 健康課
自死遺族等残された方への支援	大切な方を亡くされた方のためのリーフレットを死亡届の提出時やおくやみコーナーでの対応時に配布して情報提供するとともに、保健師等相談に関わる機会の多い支援者がグリーンケア研修を受講し、遺族ケアの重要性について理解を深め、遺された方の悲しみや孤立感等に寄り添う支援に取り組めます。	長寿福祉課 健康課
インターネットを通じた周知・啓発	ストレスチェックシステム「こころの体温計」を実施し、市民のこころの健康に対する意識向上・相談先の周知啓発を図ります。	長寿福祉課
学校における命の大切さを学ぶ授業	体験型環境教育や道徳教育を通じて命のつながりや命の大切さを学び生きる喜びを実感できる授業に取り組めます。	学校教育課
児童・生徒への啓発グッズ等を通じた周知・啓発	児童生徒に対し、自殺対策啓発グッズや相談先リーフレットを配布し、こころの健康に対する意識向上を図ります。また、困ったときに相談できる相談窓口の周知啓発を行います。	長寿福祉課 学校教育課

学校における相談支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職や関係機関と連携した総括的な支援を推進します。	学校教育課
生徒指導研修を通じた支援者の育成	小・中・特別支援学校の教諭や養護教諭、教育支援センター指導員等の研修の中に、自殺予防に関するテーマを取り入れ、教職員などの自殺問題に関する知識の習得や児童生徒への支援の拡充につながるよう支援します。	学校教育課
相談窓口の周知	各支所窓口、健康福祉センター、公民館、体育館等、行政懇談会の場などに相談先一覧等のパンフレットやリーフレットを配架したり、自殺防止に関する啓発ポスター等を掲示したりするなど、生きる支援や自殺対策、遺族支援に関する情報について市民に周知します。	長寿福祉課 地域振興課 (各支所)

#### (4) 不登校の子どもへの支援

##### 【現状と課題】

本市における不登校児童生徒は増加傾向にあり、小学生の不登校率は全国水準を下回るものの、中学生については令和4年度以降、全国水準を上回る状況が続いています。学校現場では個々の事情に応じたきめ細やかな対応が求められる一方で、悩みを抱える児童・生徒やその保護者が周囲に相談をためらったり、どこに相談すればいいかわからないケースも考えられます。こうしたことから、早期発見・支援の強化に加え、相談窓口の周知・利用促進も重要な課題となっています。

##### 【今後の方向性】

すべての児童生徒が安全・安心に学び、行きたいと思える魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校への登校という結果のみを目標とせず、多様な学びの場や専門的な支援を提供し、一人ひとりの社会的自立を支援することを目指します。また、学校外の専門機関等と連携を深め、相談窓口の周知・利用促進を図り、悩みを抱える児童生徒が気軽に相談できる環境づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
教育支援センター「ゆめハウス」	学校に行きにくい子どもたちに対し、一人ひとりに応じた学習や教育相談を行い、学校への復帰や社会的自立の実現を目指した支援を行います。	教育研究所
魅力ある学校づくり	楽しい授業づくり、一人ひとりが個性を發揮できる行事を企画し、誰もが行きたいと思える、安心・安全な学校づくりを推進します。	各学校 学校教育課
学校不登校対策チームの設置	管理職や不登校担当職員を中心に、定期的に不登校対策会議を開催し、一人ひとりの状況に応じた支援方針を検討します。	各学校
未然防止対策	教育相談の充実を図り、小さな SOS を見逃さない取り組みを推進します。	学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	心理の専門家であるスクールカウンセラー、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、学校に行きづらい児童生徒や保護者にきめ細かな対応を行うとともに、関係機関と連携し課題の解決を図ります。	学校教育課
不登校対策プランによる支援	不登校対策への計画的な支援策を実施するため、発達支持、未然防止対策、早期発見対応、困難課題対応の 4 層に応じた対策プランを作成し、支援を行います。	各学校
多様な機関との連携	教育支援センター「ゆめハウス」や民間の通所施設（フリースクール等）と連携し、学校復帰への支援や不登校児童生徒の学びの機会の確保を行います。	学校教育課
校内サポートルームの設置	校内に別室を設け、教員と不登校児童生徒支援員が連携し、児童生徒のペースにあった主体的な活動の支援を行います。【令和 7 年度現在、市内の全中学校、小学校 7 校で設置】	各学校 学校教育課
ICT を活用した多様な学び	なかなか登校できない児童生徒の学びの場として ICT を活用した学習支援環境を整備します。	学校教育課 教育総務課
相談窓口の周知	「学校に行きにくい」、「先生にうまく相談できない」という悩みを抱える児童生徒に学校以外の窓口を周知し、相談しやすい環境づくりを行います。	学校教育課

## (5) ひきこもりの若者への支援

### 【現状と課題】

本市では、民生委員・児童委員の協力を得て、各地域で15歳以上64歳未満の方を対象に実施した実態調査や相談窓口等で把握した結果、令和7年2月時点で少なくとも91人(20代11人、30代20人)がひきこもり状態にあります。しかし、内閣府の推計による全国のひきこもり人口と比較すると、実際には調査結果を上回る人数が潜在的にひきこもり状態にあると考えられます。支援が必要な若者が表面化しにくく、課題が見えにくい現状があり、早期発見・継続的な支援体制の整備が求められています。

### 【今後の方向性】

ひきこもりの若者が孤立しないよう、本人や家族の状況に寄り添いながら、段階的かつ柔軟な支援を行うことが重要です。相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関や地域と連携し、多様な居場所や就労準備の機会を提供することで、社会とのつながりを回復し、自律に向けた支援を進めます。

### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
不登校・ひきこもり当事者相談会について	不登校・ひきこもりでお悩みの家族が気軽に相談などができる相談会を定期的を開催しています。	長寿福祉課
社会的ひきこもりの方向け就労支援	社会福祉協議会とNPO「結」が連携し、軽作業や喫茶での調理補助などを通じた社会参加型就労の場を提供します。	長寿福祉課 社会福祉協議会
主任児童委員及び民生委員・児童委員活動	地域の身近な相談相手として、不登校・ひきこもり状態にある人に対して、関係機関につないだり、見守りや声掛けを行います。	長寿福祉課
ひきこもりの実態に関するアンケート調査	ひきこもり状態にあり、支援の必要な人がどの程度いるか把握し、当事者や家族に必要な支援につなげるため、民生委員・児童委員に協力を得て、アンケート調査を実施しています。	長寿福祉課
ひきこもり支援検討委員会	ひきこもりの状態にある人への支援を糸口に当人や家族を支援していくことで、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先につなぎます。	長寿福祉課
相談窓口等に関する情報提供	ひきこもり状態にある人やその家族に相談窓口の周知を行い、気軽に相談できる環境の整備を進めます。	長寿福祉課

### 基本目標 3

#### 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

家庭の経済的な困難が子どもの成長や将来の選択肢を狭めることがないように、子どもの貧困対策を一層推進します。また、経済的理由によって必要な支援や経験が受けられないことのないよう、格差の固定化を防ぎ、すべての子どもが希望を持って未来に進める環境づくりを目指します。

##### (1) 子どもの貧困対策

###### 【現状と課題】

本市では、若者の生活保護受給者数や児童扶養手当の受給者数は近年大きく増加していません。しかし、日本全体で見ると、子どもの貧困は先進国の中でも深刻で、2021年（令和3年）の子どもの貧困率は11.5%にのぼり、OECD加盟38か国中15位となっています。

特に、ひとり親世帯では相対的貧困率が高く、より一層の支援が求められます。また、兵庫県内では、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率が93.3%にとどまり、全体（98.7%）と比較して低いため、教育機会の均等を図る取り組みが必要です。

###### 【今後の方向性】

すべての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、等しく教育や成長の機会を得られる環境づくりが重要です。学習支援や進学支援の体制を強化するとともに、ひとり親家庭や生活困窮世帯への経済的支援を充実させる必要があります。また、支援につながりにくい家庭への早期アプローチや関係機関との連携を深め、包括的な支援体制を構築します。先述した若者の就労・自立支援や、後述する子育て世帯への経済的負担軽減策とあわせて、貧困の連鎖を防ぐ取組を推進していきます。

###### 【具体的な取り組み】

###### 〈経済的支援等〉

事業名	事業内容	担当
生活保護制度	生活に困っている人の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）、進学準備給付金等により教育費用を支給します。	社会福祉課
就学援助制度の実施	経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費など、学校で必要な費用の一部を援助します。	教育総務課
ふるさと創生奨	向学心とふるさとへの誇りを持ち、地域社会に貢献で	教育総務課

学金の貸与	きる人材を育成するため、高等学校等へ進学を希望するにも関わらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、丹波篠山市ふるさと創生奨学金を貸与します。	
住居確保給付金	離職・自営業の廃業又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就業機会の確保に向けた支援を行います。※その他条件があります	社会福祉課
子ども食堂の支援	子どもたちが健やかに成長できるよう、社会福祉協議会や地域・子育て支援団体等と連携して子どもの学習支援や、子ども食堂の支援に取り組みます。	社会福祉課

〈相談支援〉

事業名	事業内容	担当
生活困窮者自立支援相談窓口	<p><b>【相談支援】</b> 相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。</p> <p><b>【就労支援】</b> 相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、ビジネススキル等の向上のための支援や求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行います。</p>	社会福祉課
消費生活相談	多重債務等の困難を抱える相談に応じた際は、抱えている他の課題も把握し、問題の解決に向け適切な相談先につなげます。	地域振興課
納税相談機会等を活用した支援	納税相談等の機会を通じて、生活面で深刻な問題を抱えていたり、生活の維持が困難であることを把握した際は、「ふくし総合相談窓口」を案内し、状況に応じた支援につなげます。	税務課
水道料金コーナーにおける相談	水道料金等の相談に応じる窓口において、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあることを把握した際は、「ふくし総合相談窓口」を案内し、状況に応じた支援につなげます。	経営企画課

〈ひとり親家庭への支援〉

事業名	事業内容	担当
母子(父子)家庭等医療費助成制度	20歳未満の児童を監護する母子家庭等の母、父、児童及び遺児を対象に医療保険の自己負担額を助成します(所得制限有り・一部負担金有り)。他の公費負担医療との差額を助成します。	医療保険課
母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な相談支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。相談内容の複雑・多様化に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めます。	社会福祉課
自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が自立をめざして仕事に必要な資格や技術を身につけるため、教育訓練を受講し、支払った費用の一部を給付します。	社会福祉課
高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が就労に役立つ資格取得するために、養成機関で訓練を受講している場合に、修業されている期間について、生活の安定を図るため給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考え、修了支援給付金を訓練修了後に支給します。	社会福祉課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、その学び直しを支援することを目的に講座受講費用の一部を支給します。	社会福祉課
児童扶養手当	父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童(18歳に達した最初の3月末までの児童、または、20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童)を養育している方に手当を支給します。	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(修学、就学、就職支度、事業開始、技能習得等)の貸付を行います。	社会福祉課

## 基本目標 4

### すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

すべての子どもが等しく質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等と学びの質の向上を図ります。また、特別支援教育の充実や多様な学びの場の提供、保育・幼児教育から高等教育に至るまでの切れ目のない支援体制を整備し、子ども一人ひとりの個性や可能性が最大限に伸ばされる社会を実現します。

#### (1) 学校教育の充実

##### 【現状と課題】

本市の小中学校では、近年の少子化の影響により、1クラスあたりの児童生徒数が平均 20～30 人程度となっています。その結果、きめ細やかな個別指導が可能となり、GIGA スクール構想に基づく「1人1台端末」の導入とあわせて、「個別最適な学び」の推進に取り組んでいます。

全国学力状況調査では、全国平均と同程度の結果が多い一方で、学年や教科によっては全国平均を大きく上回る成果も見られています。

また、全国的に子どもたちの体力低下が懸念される中で、体育の授業の質の向上や、個別のニーズに応じた指導体制の強化も求められています。

##### 【今後の方向性】

全国学力状況調査と同時に実施している生活状況調査の一部項目との相関関係にも着目し、その結果を分析するなど、児童生徒が主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業改善を推進します。ICT教材や一人一台パソコンをさらに効果的に活用し、自律的な学びを支える環境を整備するとともに、情報モラル教育の充実など、安心・安全なデジタル社会の一員としての資質を育成します。

また、体育・スポーツ活動を継続的に取り入れ、個々の運動能力の維持・向上を図りながら、運動の楽しさや喜び、健康の大切を実感させ、運動習慣の定着を図ります。

##### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
学力向上に向けた取り組み	学校教員を核とした「学力向上プロジェクトチーム」を設置し、「丹波篠山市学力・生活習慣状況調査」と「全国学力・学習状況調査」の結果分析を生かし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善方策を研究します。	教育研究所
ICT教育の推進	一人一台端末やICT教材を活用し、主体的な学習	教育研究所

	習慣と情報活用能力を育成します。また、リスクを理解し、安全に ICT を使いこなす力を養い、デジタル時代の市民としての資質を育てます。	
指定研究事業の充実	学習指導要領の着実な実施に向けて、中教審答申「令和の日本型学校教育」に示された「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指しています。これらの充実を的確に進めていくため、「重点研究」と「自由研究」の丹波篠山市指定研究事業を設定し、実施します。	教育研究所
道徳・人権教育の推進	道徳教育を要に教育活動全体で「豊かな心」と道徳性を育みます。同和問題をはじめとする人権課題にも計画的に取り組み、全校的に人権意識を高めます。	学校教育課
体力向上の取り組みの推進	児童生徒の体力・運動能力の状況を把握・分析し、学校における体育・健康に関する指導等の改善を図ります。	学校教育課
学校における食育の推進	学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的・継続的な食育を進め、適切な食習慣の形成を図るとともに、食文化についての理解や生産者への感謝の気持ちを深めます。	教育研究所
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	児童生徒の実態を把握した上で、低年齢の段階から喫煙や飲酒、薬物による健康への影響を認識させ、適切な意思決定と行動選択ができるよう指導します。	学校教育課

## (2) 特別支援教育の充実

### 【現状と課題】

本市では、特別支援学校および特別支援学級の在籍者数が年々増加しており、個別の支援体制の充実が喫緊の課題となっています。こうした中、各校においては特別支援教育に係る校内委員会を設置し、学習環境や人的配置の整備を進めています。また、特別支援教育コーディネーターを中心に、点検・評価を行うとともに、全職員が共通理解を深める場を設け、組織的な支援の質の向上を図っています。さらに、医療的ケア児への対応も求められており、教育・福祉・医療の連携によるきめ細かな支援体制の構築が必要とされています。

### 【今後の方向性】

特別支援教育の質の向上とともに、インクルーシブ教育の構築を推進していきます。特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会による組織的な支援体制を強化し、全職員が共通理解をもって支援にあたるよう研修や情報共有を継続的に行います。医療的ケア児については、学校医や指導医との連携体制を整え、現場の看護師が適切な助言を受けられる環境を整備し、安全で安心な学校生活を支えます。また、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び合えるユニバーサルな学校づくりを進め、共生社会の実現に向けて、誰もが尊重される教育環境の充実を図ります。

### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
早期発達支援室の運営	篠山養護学校内の早期発達支援室において、発達障がい及び知的障がいのある幼児に対し、適切な発達支援を行い、個々の成長発達及び円滑な就学期への移行を促します。	保育教育課
校園内体制の整備及び広域的・有機的なネットワークの形成	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、各校園における支援体制の整備を推進するとともに、市内の医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携体制を整備します。	学校教育課 保育教育課
障がいのある子どもたちへの合理的配慮の提供	障がいのある子どもたちに対して合理的配慮を適切に提供します。そのために必要となる教職員等を対象とした研修会の実施及び基礎的環境整備についても推進します。	学校教育課 教育総務課
特別支援学校の充実	篠山養護学校を特別支援教育のセンター的な役割を担う学校として位置づけ、設備等条件の整備や教職員のニーズに応じた研修等を実施しさらなる充実を図ります	学校教育課 教育総務課
小中学校の特別支援学級の充実	特別支援学級の充実のため、設備等条件の整備を行います。	学校教育課 教育総務課
「個別の教育支援計画（サポートファイル）」を活用した関係機関との連携強化	一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画を保護者とともに作成し、関係機関との連携・協力を密接に行い、一貫した支援を実施します。	学校教育課
進路指導の充実	○小・中・特別支援学校における自立と社会参加に向けた 教育の充実や児童、生徒の障がいの状態・	学校教育課

	<p>特性に応じた適切な教育課程の編成を行います。</p> <p>○各中学校・特別支援学校における個別懇談等の機会を通じた進路指導の実施及び学校見学や説明会に参加できる機会を提供します。また、生徒の特性に応じた市内外の高校等進学先の紹介・情報提供を行います。</p>	
特別支援学校生徒に対する就労支援	<p>保護者や医療・福祉など関係機関と綿密に連携し、現場施設実習や体験利用を通して、実際の職場環境に触れる機会を持ち、就労に向けた切れ目のない支援を行います。</p>	学校 学校教育課
たんばささやまキッズ発達支援チームの運営	<p>臨床心理士や学校生活支援教員等による「たんばささやまキッズ発達支援チーム」を設置し、要請に応じて各学校園を訪問し、支援を必要としている子どもたちの状況を把握するとともに、指導支援方法について、各学校園教職員等に対し助言を行います</p>	学校教育課
特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援	<p>保育園・幼稚園・こども園において、特別な支援が必要な園児の状況を把握し、就学後等に向けた連続的・効果的な体制づくりを図ります。</p>	学校教育課 保育教育課
医療的ケア児支援事業の充実	<p>篠山養護学校及び市内学校園に在籍する医療的ケア対象幼児児童生徒が安全・安心に学校園での生活を送れるよう体制を構築し、子どもたちの可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を育みます。</p>	学校教育課

### (3) 子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

令和4年に実施した、0歳から小学6年生までの子どもがいる子育て世帯を対象としたアンケートでは、「丹波篠山は子育てしやすいまちである」「どちらかといえば子育てしやすいまちである」と回答した方が74.0%を占める一方で、「子育てしにくいまちである」「どちらかといえば子育てしにくいまちである」との回答も27.1%あり、一定の課題も見られました。

また、令和5年度に子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて実施した、小学生の保護者へのアンケートでは、市に行ってほしい子育て支援として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」との回答が54.4%と最も多く、次いで、「安心して子どもが

医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が46.3%となりました。また「こんな場所があったらいいなと思う場所はどこですか」に関しては遊具などがある公園が最も高く、次いで、雨の日でも遊べる場所となりました。

#### 【今後の方向性】

子育て世帯のニーズを的確に把握しながら、誰もが安心して子育てできる環境の整備を進めていきます。アンケート結果からは、「遊具のある公園」「雨の日でも遊べる屋内施設」など、子どもと保護者が気軽に過ごせる場所へのニーズが高いことが明らかとなりました。

こうした声を踏まえ、公共施設や公園の充実、子育て支援団体等との連携による子育て支援の場づくりを進めます。小児医療体制については、子どもの事故や病気等に迅速かつ適切に対応が図れるよう、かかりつけ医を推進するとともに、丹波篠山市医師会や近隣市町と連携を図り、夜間・休日の小児医療体制の充実を図ります。また、子育て家庭に寄り添った情報発信や相談体制の強化にも取り組み、子育てしやすいまちづくりを一層推進していきます。

#### 【具体的な取り組み】

〈子どもの居場所づくり〉

事業名	事業内容	担当
身近な遊び場の充実	○子育て世帯が気軽に出かけ、子どもを遊ばせる環境づくりとして「おいでよさきっ子遊具事業」で概ね旧小学校区ごとに屋外遊具を設置します。 ○子どもが安全に遊べるよう、児童公園の維持管理を行います。	子育て企画課 地域整備課
篠山チルドレンズミュージアム事業	指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活かした体験活動やイベントを実施するなど、子どもや親子が安心して遊べる環境づくりに努めます。あわせて、市内在住者は利用料を無償とし、市民が利用しやすい取り組みを進めます。	子育て企画課
放課後児童クラブ	放課後家庭において保護者等の保育を受けることができない児童に対し、安心して生活できる場を整え、児童の健全な育成を図ります。	子育て企画課
放課後子ども教室	放課後や週末などに学校施設等を利用して、地域の方々の参画により小学生を対象とした遊びやスポーツ、文化活動を行い、子どもの居場所	社会教育・文化財課

	<p>づくりを推進します。</p> <p>※岡野・城東・多紀・西紀・味間の各小学校区で実施</p>	
日中一時支援事業	<p>障がいをもつ児童を一時的に預かり、見守りや生活支援などを行う中で、生活の場や遊びの場を提供し、障がい児を日常的に介護している家庭の負担軽減や児童の健全育成を図ります。</p>	社会福祉課
児童館事業	<p>乳幼児の親子等の居場所づくり、小学生の交流体験活動など、家庭教育の支援や子どもたちの健全育成を行う事業を実施します。兵庫県立こどもの館（県内大型児童館）からの情報や市内関係機関との連携のもと、事業の推進を図ります。</p>	人権推進課
保護者と子どもの居場所についての情報提供の充実	<p>子どもや親子が、様々な交流拠点や行事など、子育てに関する豊かな資源を活用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実します。</p>	子育て企画課
図書館事業	<p>子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身に付ける環境を整えるとともに、本との出会いや本を楽しむ場を提供します。また、学校園との連携により子どもの主体的な読書活動を支援します。</p>	中央図書館
子育て支援強化のための施設改修事業	<p>公共・公用施設において、キッズコーナーや子育て相談室、トイレのベビーチェアの設置などを進め、子ども連れの方が安心して利用できる環境を整備します。</p> <p>あわせて、あらゆる子育て支援ニーズに応えるため、施設全体の子育て支援機能を強化していきます。</p>	管財契約課 その他の施設管理課
子育て関連施設の環境改善事業	<p>子育て関連施設（幼・保・こども園、預かり児童クラブ、病児保育施設等）において、老朽化対策やバリアフリー化、防犯・安全対策、空調整備、トイレの様式化などの施設・設備の改善や維持補修を計画的に進め、子どもや保護者が安心して過ごせる環境を整備します。</p> <p>あわせて、利用者のニーズに対応できるよう、</p>	保育教育課 子育て企画課 その他の施設管理課

	あらゆる面での環境改善を図っていきます。	
--	----------------------	--

〈小児医療体制の充実〉

事業名	事業内容	担当
高校生までの医療費助成	子どもの医療費助成は、通院は0歳から中学3年生まで医療費を無償化（一部所得制限有り）、入院は高校生等（18歳到達後最初の3月31日まで）まで医療費を無償化（所得制限無し）していましたが、令和7年度7月1日から通院にかかる医療費助成の所得制限を撤廃し、令和7年10月1日からは、助成の対象を高校生等（高校生等の通院のみ一部負担金有）まで広がります。これにより、子育て世代への経済的負担を軽減します。	医療保険課
健康や医療等に関する指導・情報提供	緊急時や普段からの医療機関へのかかり方について健診等事業を通じて啓発します。健康カレンダーや広報・保健福祉部ホームページにより医療機関や休日診療の情報提供を行います。	健康課
かかりつけ医の推進	健診や訪問、個別相談を通じてかかりつけ医を持つことを推進します。	健康課
医療に関する情報提供	24時間体制にて初期医療救急機関の紹介等、医療情報の収集と提供を行います。	消防本部
小児救急医療電話相談の周知促進	県が実施している丹波地域小児救急医療電話相談や小児救急医療電話相談（#8000）を周知促進し、急病やケガをした子どもの保護者の不安をできるだけ少なくするよう取り組みます。	健康課
病児保育室「にこにこ」	風邪などの病気の子どもを持つ保護者を支援するため、病児保育施設を設け、対象児童等の一時預かりを行います。	子育て企画課

〈経済的負担軽減〉

事業名	事業内容	担当
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に高校生までの児童を養育する保護者全員に児童手当を支給します。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日	社会福祉課

	まで（高校生年代まで）支給されます。	
待機児童対策事業	待機児童の解消に向けて、保育園または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育園等に入所できず、他の保育園や認定こども園等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。	子育て企画課
小児インフルエンザ予防接種	小児のインフルエンザは任意接種になっていますが、インフルエンザの予防と経済的負担の軽減を図るため接種費用の助成を行います。	健康課

#### （４）居住する地域に関わらない等しい機会の保障

##### 【現状と課題】

本市の小中学校では、少子化の影響により児童生徒数が減少しており、少人数を活かしたきめ細やかな個別指導が可能となるなどの利点がある一方で、多人数で行う学習や交流の機会が限定される可能性があります。また、公共交通が不便な地域では、放課後活動などの参加が難しくなるなど、子どもたちの移動手段の確保が課題です。このような居住する地域によって学習や体験の機会に差が生じないように取り組みが必要となっています。

##### 【今後の方向性】

少人数教育の強みを生かしながら、学習形態を工夫し自ら学ぶ力を育む学習指導を展開するとともに、学年や学校間の連携などにより多様な学びや交流機会を広げます。公共交通が不便な地域では、スクールバスによる通学手段を確保するとともに、市内での生活交通網や近隣市外（京都府や川西方面など）と連携可能な交通網の形成など、持続可能で総合的な交通施策を実施していきます。

##### 【具体的な取り組み】

〈少人数教育への対応〉

兵庫型学習システム等の活用	児童生徒一人一人の可能性を引き出す指導の一層の充実を図るために兵庫型学習システム等を活用して少人数授業や小学校での教科担任制等、学習形態を工夫し、自ら学ぶ力を引き出す学習指導を展開します。	学校教育課
スクールブリッジ事業の推進	本市小規模小学校間の連携による合同授業や集団活動を通して、多様な価値観に触れさせ、人間関係形	教育研究所

	成・社会形成能力の育成を図り、学習意欲の一層の向上を図ります。	
--	---------------------------------	--

〈通学支援〉

スクールバス事業	各学校や地区単位で各事業者へ送迎バス事業を委託し運行しています	教育総務課
小中学校遠距離通学者補助金	市内小中学校に遠距離通学している児童生徒の保護者に通学に必要な経費を補助します。	教育総務課
高等学校遠距離通学費補助金	市内の高等学校の振興と遠距離通学をする生徒のいる家庭の経済的負担を軽減する目的で、通学に要する費用の一部を助成します。	創造都市課
自転車保険加入交付金	市内在住で中学生のいる世帯の保護者に対して、自転車損害賠償保険等の加入状況により加入金の一部を交付します。	教育総務課

〈交通手段の確保〉

バス路線活性化事業	通勤通学者などの生活に必要な路線バスの維持活性化のため、過疎地域内に住む利用者に対する回数券の購入経費を助成します。	創造都市課
市単独バス対策事業	通勤通学者などに必要な路線バスの維持活性化のため、赤字路線の運行経費をバス事業者に対して助成します。	創造都市課
路線バス等上限運賃制事業	路線バスの利用者の負担を軽減し、利用しやすい環境を整備するため、正規運賃との差額を市が負担する上限運賃制を導入し、地域公共交通の維持・確保及び利用増進を図ります。	創造都市課
バス・タクシードライバー確保支援事業	過疎地域では人口減少により路線バスやタクシーの運転手も不足しており、公共交通の維持存続が一つの課題となっていることから、移住者等がドライバーとなるきっかけづくりを支援します。	創造都市課
デマンドバス運行事業	路線バスの便数が少ない、バス停までが遠いなどの課題がある交通空白地域が存在することから、デマンドバスを運行し地域住民の交通手段の確保を図ります。	創造都市課

## 基本目標 5

### 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

子どもや家庭が抱える困難は、個人や家庭だけでの解決が難しい場合もあるため、学校、行政、地域住民、子育て支援団体などが連携し、温かく見守り支える仕組みづくりを進めます。また、課題に早期に気づき、必要な支援につなげられるよう、地域に根ざした支援体制を強化し、誰もが子育てや成長を共に喜び合える地域づくりを目指します。

#### (1) 地域や学校、子育て支援団体などと連携した支援

##### 【現状と課題】

本市の子どものいる核家族の割合は、全国や兵庫県と比べて低く、平成12年度以降は減少傾向にあります。一方で、共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立が懸念されています。こうした背景から、地域における子どもや子育て家庭との交流の重要性が高まっています。学校・地域の子育て支援団体等・地域住民が一体となって子育てを支える体制づくりが求められています。

また、中学校の部活動では、少子化の影響による生徒数の減少、学校規模による選択肢の差、教員の長時間労働など様々な問題に対応するため、これまでの部活動の意義と良さを継承しつつ、地域に開かれた新たな活動の形の創出が求められています。

##### 【今後の方向性】

コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校を核に地域住民や支援団体、行政が連携する体制を強化します。地域の子育て支援団体とのつながりを深め、孤立の防止と交流の場の充実を図ります。地域全体で子どもを育てるという共通意識の醸成を図り、子育て家庭を支える意識と仕組みを育てていきます。多様な家庭の実情にも配慮し、柔軟で継続的な支援を展開しながら、安心して子育てができる地域社会の実現をめざします。

また、中学校の部活動については、「地域展開（※1）」と「地域連携（※2）」の両方のあり方を検討し、それぞれの成果と課題を検証しながら、持続可能な部活動の在り方を目指して改革を進めていきます。

##### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
コミュニティ・スクールの推進	学校や園、保護者、地域住民等が熟議（熟慮と討議）と協働を通して、学校や園、地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校園づくり」に取り	教育研究所

	組みます。	
オープンスクールの充実	学校園での教育活動を保護者や地域住民に公開し、開かれた学校園づくりを推進します。	教育研究所
ボランティア（地域貢献）活動の推進	○小学校では、地域の教育素材を活用したふるさと教育や環境体験等の体験教育の充実を図ります。 ○中学校では、トライやる・ウィークや「トライやる」アクションの充実を図るとともに、様々なボランティア（地域貢献）活動への積極的参加を啓発します。	教育研究所
学生等による地域貢献活動推進事業	丹波地域において、大学生等が、地域団体と連携して実施し、自主的な地域貢献活動を支援することで、学生等からまちづくりの推進に資する提言等の具体的提案を得て、地域の課題解決や活性化を図ります。	創造都市課
子どもの居場所づくり推進事業「通学合宿」・「トライしようDAY」の実施	各地域で実施される行事、奉仕活動、体験活動、交流活動に対して、地域の協力のもと、小学生が主体的に参加することにより、心豊かな人間性や社会性を育みます。	社会教育・文化財課
放課後子ども教室の開催	普段の学校や家庭における生活の中だけでは関わるることのできない様々な年代の地域住民等との交流活動を通して、子どもたちの生きる力を育みます。	社会教育・文化財課
地域等との連携による防犯活動	警察、防犯協会、防犯グループ等と連携し、地域におけるパトロール活動を促進するとともに、各種団体の主催による啓発活動や講習会の実施等を促進します。	地域振興課
青少年健全育成団体との連携強化	子どもが危険な状況に遭遇した場合に、身近に安全を確保できる場である「子どもを守る家」を推進することや、青少年協議会等の青少年健全育成団体が実施する事業を通して、子どもを守り育む環境や意識をつくる取り組みを進めます。	社会教育・文化財課
世代間交流の促進	各種団体と連携し、地域単位で幅広い年齢層がともに集える交流事業を促進します。また、事業運営にあたっての指導等の支援を行います。	社会教育・文化財課
子ども会活動の促進	市内の子どもたちの交流の場づくりや、健全育成、世代間交流などを目的とした活動の推進を図ります。	社会教育・文化財課
子どもの食の応援事業補助金	子ども食堂を実施する団体の支援を通じて、利用する子どもが無料または安価での食事、さらに地域の方との交流や学習機会、遊び体験により安心して気軽に立ち寄れる居場所づくりにつなげます。	社会福祉課

ファミリー・サポート・センター	地域全体で子育て家庭を支え、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「ファミリー・サポート・センター」を核とした住民同士の互助活動を推進します。また、子どもの一時預かりや教育・保育施設への送迎など、多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力会員の確保に努めます。	子育て企画課 社会福祉協議会
丹波篠山ふるさとPR 奨励金	スポーツや芸術文化活動を通じて、丹波篠山市を広くPR していただくため、全国的な規模の大会等に出場する個人または団体に対して奨励金を交付します。	市長公室
部活動改革に向けて	令和8年度夏以降、教員が原則として休日に従事しない体制を整備するため、種目ごとに、地域クラブが活動を実施する地域展開と、部活動において部活動指導員などを活用する地域連携の両方式いずれかの方式で活動を推進していきます。	学校教育課

#### 〈スポーツ振興〉

スポーツ施設の充実	丹波篠山総合スポーツセンター及び西紀運動公園等の各スポーツ施設の長寿命化を図り、指定管理施設については、指定管理者と連携した市民サービスの提供を実施します。	社会教育・文化財課
スポーツクラブ 21事業	身近な健康づくりの場として、スポーツクラブ21の活動を支援し、クラブ間交流及び指導者育成等の支援し、事業の推進を図ります。	社会教育・文化財課
丹波篠山市スポーツの日	丹波篠山市スポーツ協会が主催するスポーツ体験イベントで、主に小学生や中学生を対象として、これからチャレンジしたいスポーツや日常的に親しんでいるスポーツを体験できます。	社会教育・文化財課
指導者の養成、確保	各種スポーツ活動の推進に向け、指導者の養成の講習・研修会の開催し、事業の推進を図ります。より良い生涯学習の場づくりができるよう、指導者発掘や養成を図ります。	社会教育・文化財課

#### ※1 地域展開

これまで学校が主体となってきた部活動を新たに地域も当事者となり、地域クラブに移行すること。

#### ※2 地域連携

学校の部活動において、部活動指導員等を活用するなど、地域と連携して部活動を行うこと。

## (2) 丹波篠山の魅力を活かした多様な体験の充実

### 【現状と課題】

丹波篠山市は、里山の自然や黒豆・米などの農産物、祭りや伝統芸能といった文化資源に恵まれ、農業体験や地域行事への参加を通じて、子ども・若者の心身の成長や社会的自立を支える大きな力になることが期待されます。しかし、少子化や都市志向の影響で、若者の地域活動への参加は減少傾向にあり、担い手不足が深刻化しています。魅力ある地域資源を生かしながら、若者が主体的に関われる場の創出や、SNS 等を活用した情報発信の工夫が今後の課題です。

### 【今後の方向性】

地域資源を活用した教育・交流の機会を拡充し、子どもや若者が地域と関わりながら成長できる環境づくりを進めます。具体的には、農業体験や伝統文化の継承活動を学校教育や地域行事と連携させ、若者の主体的な参画を促す場を創出します。また、地域で活動する若者の取り組みを支援する仕組みや、魅力発信による担い手の確保、関係人口の創出に取り組み、本市の魅力を活かして子ども・若者が活躍できる社会の実現を目指す。

### 【具体的な取り組み】

#### 〈文化・芸術〉

事業名	事業内容	担当
創造都市体験学習支援事業	市内の工芸家、芸術家等に指導を受ける体験学習に係る講師謝金等を支援します。	商工観光課
窯元弟子入り支援事業補助金	丹波篠山の工芸を代表する丹波焼や王地山焼の窯元に弟子入りし、伝統的技法を習得し、丹波篠山市内で陶芸を生業にしようとする方に対し、「窯元弟子入り支援事業」として補助金を交付します。	商工観光課
丹波篠山市展への若手作家の応募促進	SNS等を活用した情報周知や事前申込制の導入、新人賞の設置等、市内の若手作家が応募しやすい環境づくりに努めます。	社会教育・文化財課
「クラフトヴィレッジ」支援事業	市内各地の工芸家が中心となりオープン工房やマーケット・ワークショップなどを実施する「クラフトヴィレッジ」を支援し、さらに多くの工芸家に選ばれるまりづくりを推進します。	商工観光課
伝統技法継承事業	市内で受け継がれてきた建築や左官などの技術向上について、技術者の育成、伝統技法の継承	商工観光課

	などを目的とする職業訓練推進協議会（技能高等学院）に対して支援を強化し、市内産業の活性化や伝統技法の継承を図ります。	
篠山ミュージックキャンプ	市内中学・高校吹奏楽部へ、プロの演奏家による音楽学習会や世界的指揮者佐渡裕氏率いる兵庫県立芸術文化センターの合宿公演・地元交流会を実施します。	田園交響ホール
体験教育の充実	豊かな人間性や社会性、学ぶ意欲を喚起し、社会的自立を促すため、試行錯誤の過程において自己認識や自尊感情を高め、人間としての在り方生き方を考え、社会の一員としての自覚を深める兵庫型「体験教育」である「環境体験事業」、「自然学校推進事業」、「青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～」等を実施します。 また、総合的な学習を通して、丹波篠山市の魅力を生かしたふるさと教育を推進します。	学校教育課
文化・芸術事業等への障がいのある人の参加促進	文化・芸術活動やスポーツ、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人が地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、事業内容や場所、情報交換等の充実に努めます。 <b>【スポーツ・レクリエーション活動】</b> 障がい者スポーツ教室（グラウンドゴルフ、囲碁ボール、ノルディックウォーキング等）、兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会、丹波篠山市障害者スポーツフェスティバル等 <b>【文化・芸術活動】</b> 兵庫・丹波篠山国際とっておきの音楽祭、障がい者作品展、「丹波青い鳥学級」（視覚障がい者対象）、「丹波くすの木学級」（聴覚・言語障がい者対象）等	社会福祉課 社会教育・文化財課 田園交響ホール
丹波篠山市の歴史・文化・自然を学ぶ機会の充実	丹波ささやま市民文化講座・丹波ささやまおもしろゼミナール・古文書講座・郷土味学講座など、本市の魅力を知り、郷土愛を育むとともに、これらを継承していく人材の育成に取り組みます。	公民館
ちびっこ伝統産業	今田小学校にある「あけぼの窯」を利用して、	中央公民館

体験交流事業	地域の伝統・文化である「丹波焼」にふれる機会を提供します。	
文化施設4館における歴史文化の発信	篠山城大書院・歴史美術館、青山歴史村、武家屋敷安間家資料館において、「ふるさと丹波篠山」について学べる場として、施設の活用と資料の展示棟を行います。	社会教育・文化財課

〈農業〉

事業名	事業内容	担当
認定新規就農者（青年等就農計画制度）支援	新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じます。	農都政策課
丹波篠山農学校	市内で農業をされている方や、市内で農業を始めようとされる方を対象に技術や知識を学べる講座を開講しています。	農都政策課
研修・相談体制の充実	（公社）ひょうご農林機構、県農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して、就農候補者の把握に努めるとともに、研修・指導や相談対応等に取り組みます。	農都政策課
新規就農者の仲間づくり・交流会の実施	関係機関と連携し新規就農者の仲間づくりと自己研鑽による農業経営者としての自立を促すことを目的に交流会等の定期的な活動に向けた支援を行います。	農都政策課

〈ふるさと教育等〉

事業名	事業内容	担当
「ふるさと教育」の推進	自分たちの地域の特色や地域の発展につくした先人の働き等について理解し、郷土を誇りに思い、愛する心を育みます。	学校教育課
学校における食農教育の推進	田植え・稲刈り・黒豆栽培などの農業体験を通じ、子どもが食と農を一体的に学べる教育を実施し、「農都丹波篠山」で育つ子どもたちが食べ物大切さ、農業の重要性等について体得する教育を展開します。	学校教育課
農都のめぐみ米・地元食材を活用し	地元でとれる食材への関心を高め、郷土の食文化への誇りを育みます。	給食センター

た学校給食の充実		
学校における化石を生かした取組の推進	篠山層群や化石を取り扱うことにより、丹波篠山の自然や理科への子どもたちの興味・関心を高めます。	社会教育文化財課
自然とふれあう教育	本市ならではの自然体験として、学校ごとにオムラサキなど地域の動物や植物を“ヒーロー”に据え、触れて学び育てることで、命の大切さや思いやり、ふるさとへの愛着を育みます。	学校教育課 各学校
あいさつ運動	地域や学校を含め、市民全体であいさつ運動に取組を継続し、子どもたちのあたたかい心と郷土愛を育てます	人権推進課 各学校

### (3) ヤングケアラーへの支援

#### 【現状と課題】

令和2・3年度に実施された厚生労働省の調査では、小学6年生の6.5%、中学2年生の5.7%が世話をしている家族がいると回答しており、ヤングケアラーは全国的な課題となっています。本市においても、家族の介護や世話を日常的に担う子どもが存在する可能性があり、早期発見と支援が求められています。しかし、子ども本人や家族に自覚がない場合も多く、支援を必要とするにもかかわらず、声を上げにくいという課題があります。

#### 【今後の方向性】

ヤングケアラーを適切に支援するためには、子どもたちと日常的に関わる学校の教職員をはじめ、地域や福祉・医療などの関係者が連携し、早期に気づき、把握する体制の構築が重要です。そのため、ヤングケアラーに関する啓発活動を行い、理解を深めることで、子ども自身や周囲が状況に気づきやすくなる環境づくりを進めます。把握されたヤングケアラーについては、関係機関で情報を共有し、子どもと家庭の状況に応じた援助方針を検討のうえ、適切な支援につなげていきます。

#### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
包括的な連携支援体制の構築	各相談窓口においてヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、該当する子どもを確認した場合には、学校などの関係機関と情報を共有し、必要な支援窓口へ円滑につなげられる体制を整備しま	社会福祉課

	す。	
小・中・特別支援学校での啓発活動	児童生徒に対して、自身がヤングケアラーであることに気づき、周囲に支援を求めることができるよう、啓発教育を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	学校教育課
市民への啓発活動	ヤングケアラーの実態と課題に関する講演会を実施するなど、市民に理解を促進する取組を行います。	社会福祉課
相談窓口の周知	市の子ども家庭センターやその他、県などの相談窓口を周知し、当事者や周りの方が相談しやすい環境を整備します。	社会福祉課

#### (4) 児童虐待や体罰防止

##### 【現状と課題】

全国的に児童虐待に関する相談件数や検挙件数は年々増加しており、児童虐待による死亡事例も年間70件を超えるなど、深刻な状況が続いています。一方、本市においては、虐待に関する相談件数が大きく増えている状況にはありませんが、潜在化している可能性もあり、引き続き警戒が必要です。また、体罰や不適切な養育への対応も課題となっています。

こうした中、市では令和7年4月に「丹波篠山市こども家庭センター」を設置し、相談支援体制を強化しました。

##### 【今後の方向性】

令和7年4月に設置した「丹波篠山市こども家庭センター」を中心に、児童虐待や体罰などの問題に対して、関係機関との連携を一層強化し、早期発見・早期対応を徹底します。

虐待の兆候を見逃さず、家庭の状況を的確に把握できるよう、保育園、幼稚園、こども園・学校・医療機関・地域・子育て支援団体等との情報共有体制を整備します。また、市民一人ひとりが虐待を「自分ごと」として捉えられるよう、体罰や不適切な養育に関する啓発活動を継続的に行い、地域全体で子どもの命と権利を守る意識の醸成を図ります。

##### 【具体的な取り組み】

事業名	事業内容	担当
こども家庭センターの設置	子どもの虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、相談支援体制の強化を図るため健康課の母子保健機能及び社会福祉課の児童福祉機能双方の一体的な運営	社会福祉課 健康課

	を行う「丹波篠山市こども家庭センター」を令和7年4月から新たに設置しました。統括支援員を現在の社会福祉課(児童福祉係)内に配置し連携・協働、機能充実を図り、社会福祉課、健康課双方どちらでも相談できる体制としています。	
丹波篠山市要保護児童対策地域協議会	児童虐待に関する諸問題について、福祉、教育、医療、地域、警察等の関係機関及び子育て支援団体等との連携体制の強化を図り、情報交換や事例検討、啓発活動を実施し、早期発見や早期対応を図ります。	社会福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保健師等による専門的な相談を実施します。	社会福祉課
子育て世帯訪問支援事業	家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、子育てや家事に関する援助を行います。	社会福祉課
子育て家庭ショートステイ事業	保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に養育が困難となった場合などに、児童福祉施設等において一定期間、子どもを預かります。	社会福祉課

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

子ども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国、県等の動向を踏まえ、「丹波篠山市子ども・子育て会議」や市関係部署を中心に、行政、事業者、子育て支援団体及び地域住民の協力を得ながら、子ども・若者及び子育て当事者に対する支援の充実と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、保護者、子育て支援団体等からの意見や、子ども・若者からの意見にも耳を傾け、子ども施策のさらなる充実で反映することで、全ての子ども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向け取り組みます。

### 2 計画の進捗管理と評価

計画を推進するにあたっては、計画に沿った事業が円滑に実施されるよう、各施策の実施状況や進捗について評価・検証を行う必要があります。

そのため、庁内では、本計画に基づく具体的な施策の内容を毎年度取りまとめるとともに、次項で設定する評価指標を参考に、進捗状況の評価・検証を実施します。

また、これらの結果については「丹波篠山市子ども・子育て会議」に報告・審議を行い、ホームページで公表するとともに、子ども計画の周知促進事業とあわせて、市民に分かりやすく情報を発信します。

なお、計画期間中であっても、国や県の動向、または「丹波篠山市子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜計画の修正を行います。

### 3 評価指標の設定

計画の進捗を評価するため、次のとおり指標を定め、定期的な確認を行うことで、計画に基づく取組状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図ります。

#### 基本目標1 すべての子ども・若者を権利の主体として尊重し、安心して受け入れられる社会

成果指標	現状値（令和6年度実績）	目標値（令和11年度実績）
こども計画及び子ども・若者の権利を周知する企画の開催	0/年	1/年
外国人市民相談窓口の相談件数	25人	50人
障がい福祉サービス事業所から一般就労への移行者数	13人	17人
「いじめはどんな理由があったとしてもいけないことだ」と思う小学生の割合 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	99.1%	100%
「いじめはどんな理由があったとしてもいけないことだ」と思う中学生の割合 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	98.7%	100%

#### 基本目標2 若者の生活基盤を安定させ、ともに歩む社会

成果指標	現状値（令和6年度実績）	目標値（令和11年度実績）
工場等の新設・増設をした企業への支援件数（地域未来投資促進法の事業承認件数及び過疎法適用による支援件数）	6件	11件
結婚相談室りんぐ 新規登録会員数	30人	40人
ゲートキーパー研修の累計受講者数	480人	1,080人

#### 基本目標3 子どもの貧困と格差を解消し、すべての子どもが希望を持てる社会

成果指標	現状値	目標値
ひとり親家庭の自立支援に向けた就労・学習支援事業の活用件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金 実績 0件</li> <li>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 実績 0件</li> <li>・高等職業訓練促進給付金等事業 実績 3件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援教育訓練給付金 目標 1件</li> <li>・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 目標 1件</li> <li>・高等職業訓練促進給付金等事業 目標 5件</li> </ul>

基本目標4 すべての子どもが質の高い教育と成長の機会を得られる社会

成果指標	現状値（令和6年度実績）	目標値（令和11年度実績）
全国学力・学習状況調査において課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合が現在の実績以上になること。 ※全国学力・学習状況調査（文部科学省）	80.9%	
サポートファイル策定に係り、関係機関と情報が共有され、計画作成時の協議及び計画実行後の見直しが実施されている割合を100%とすること。	100%	100%
子育てふれあいセンターの来所者数が現在の実績以上になること。	15,856人/年	
地域公共交通の利用者数	<b>【鉄道】</b> 6,964人/日 <b>【バス】</b> 949人/日 <b>【市町村運営有償運送】</b> 17.2人/回 <b>【デマンド型乗合交通】</b> 9.5人/日	<b>【鉄道】</b> 7,900人/日 <b>【バス】</b> 1,120人/日 <b>【市町村運営有償運送】</b> 18.2人/回 <b>【デマンド型乗合交通】</b> 18人/日

基本目標5 地域全体で子育てを応援し、子どもを共に支える社会

成果指標	現状値（令和6年度実績）	目標値（令和11年度実績）
子どもの居場所づくり推進事業「放課後子ども教室」に関わる児童・地域住民の満足度	92%	95%
祭りやボランティア活動など地域の行事に参加している児童生徒の割合	79.8%	85%
ふくし総合相談窓口で対応した相談最終割合	80%	85%

## 第5章 資料編

### 1 丹波篠山市子ども・子育て会議委員名簿

※順不同・敬称略  
令和6年12月9日現在

通番	所属(団体)等	氏名	備考
1	丹波篠山市主任児童委員	塚本 一男	会長
2	兵庫県保育協会丹波篠山支部	中山 義弘	副会長
3	丹波篠山市民生委員児童委員協議会	泉 より子	
4	丹波篠山市医師会(小児科医)	小嶋 みち	
5	中学校校長会	尾松 直樹	
6	小学校校長会・幼稚園園長会	荒木 美景	
7	認定こども園長	酒井 美世子	
8	丹波篠山市青少年協議会	西家 幸男	
9	丹波篠山市社会福祉協議会	酒井 清隆	
10	丹波篠山市PTA協議会	宮前 真子	
11	丹波篠山市子ども会連絡協議会	石川 利江	
12	丹波篠山市学童保育連絡協議会	松本 美香	
13	保育園保護者	森 沙織	
14	公募委員	中村 伸一郎	
15	有識者	酒井 京子	

任期:令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

## 2 丹波篠山市子ども・子育て会議規則

### ○丹波篠山市子ども・子育て会議規則

平成25年3月29日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号。以下「条例」という。）第11条の規定により設置する丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第2条 子ども・子育て会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 3 丹波篠山市子育ていちばん条例

#### ○丹波篠山市子育ていちばん条例

平成23年10月3日

条例第22号

改正 平成25年3月27日条例第11号

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもが大切にすること（第4条）

第3章 大人の役割（第5条—第9条）

第4章 目的の達成に向けて（第10条）

第5章 子ども・子育て会議（第11条—第14条）

第6章 委任（第15条）

##### 附則

丹波篠山市には、未来を担う大切な子どもたちが、健やかに成長できる素晴らしい自然、歴史、伝統文化、そして子どもたちを温かく見守る地域のつながりがあります。

子どもたちが、この豊かな地域環境に包まれ、健やかに育つことで、丹波篠山市はみんなの笑顔があふれる明るいまちとなります。そして笑顔あふれるまちは、みんなの夢や希望を大切にするまちとなり、「子育てしやすい・子育てしたくなるまち」へとつながり、“すべての人に優しいまち”となります。

子どもは、家庭や地域に明るさや喜びを与え、人々の絆を深める大切な存在であり、私たちのふるさとを支えていくかけがえのない存在です。みんなの大切な宝である子どもたちを、心も体も健やかで幸せに育てることは、保護者はもちろんのこと、地域全体の責務でもあります。

わたしたちは、こうした考えのもと、子どもたちを健やかに育み、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに丹波篠山市子育ていちばん条例を制定します。

## 第1章 総則

(めざすもの)

第1条 この条例は、大人それぞれの役割を明確にし、地域社会全体で子育てや子どもが自ら育つ力を支えることにより、丹波篠山市に育つ子どもが、健やかに生まれ、将来に夢と希望を持って力強く生きることをめざします。

(用語の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 学校等 保育所、幼稚園、学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (3) 事業者 市内に事業所を有する個人又は法人等で、事業を営むものをいいます。

(大切に考える考え方)

第3条 子どもは、性別、国籍、障がい等にかかわらず、社会の一員として誰からも愛され、受入れられます。

- 2 子どもが自ら育つ力を支え、子どもの素晴らしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合います。
- 3 子どもの意見を尊重し、その年齢及び成長に応じ、子どもにとっての最善の利益を考慮します。

## 第2章 子どもが大切にすること

第4条 子どもは、社会生活上の決まりを守ります。

- 2 子どもは、自分自身を大切にするとともに、他の人を大切にします。
- 3 子どもは、あらゆる人との交流を大切にし、自らの生きる力を高めます。
- 4 子どもは、自らの夢を実現するために、様々なことを学びます。

## 第3章 大人の役割

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的責任を持ち、家族とともに次の役割を担います。

- (1) 子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てること。
- (2) 家庭において子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成すること。
- (3) 家庭において子どもが心身ともに安らぎ、くつろげる場をつくること。

と。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、子どもが地域の様々な人たちとのふれあいや関わり合いの中で育つことが大切であることを認識し、次の役割を担います。

- (1) 地域社会の一員として育てるため、子どもが、地域の活動に参画できる機会をつくること。
- (2) 虐待、暴力、犯罪などから子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。
- (3) 地域の人や資源を活かし、学校等や家庭との交流や支援に取り組むこと。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、地域施設のひとつとして、家庭及び地域と積極的に連携するとともに、子どもが、自立し、社会でたくましく生きる力を身につけることができるよう、その年齢及び成長に応じ、子どもの育ちを支えます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する大切さを認識し、次の役割を担うよう努めます。

- (1) 保護者が、子どもとの関わりを深めることができるよう配慮すること。
- (2) 地域住民が行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの健全な育成に関する施策の推進に当たっては、福祉、保健、教育及びその他関係分野について、相互に連携し、総合的に取り組みます。

- 2 市は、子育てや子どもが自ら育つ力を支えるため、保護者、地域住民、学校等及び事業者が、相互に連携できるよう支援します。
- 3 市は、子どもに対する虐待及びいじめの予防並びに早期発見に取り組み、虐待及びいじめに対し迅速かつ適切に対応するために、相談機能を充実し、関係機関と連携して、必要な支援を行います。
- 4 市は、子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民、学校等及び事業者と相互に連携し、子育て家庭の支援を行います。
- 5 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、意見表明の機会を提供します。

第4章 目的の達成に向けて

第10条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する事業計画（以下「事業計画」といいます。）を策定

します。

- 2 市長は、事業計画を策定し、又は変更しようとするときは、丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴きます。
- 3 市長は、事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じます。
- 4 市長は、事業計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

#### 第5章 子ども・子育て会議

##### (設置)

第11条 市長の附属機関として、丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を置きます。

##### (担任する事項)

第12条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画に基づいて行った施策の評価に関すること。
- (3) その他子どもの育成に関する重要事項

##### (組織)

第13条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により応募した者のうちから市長が適当と認めた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

##### (任期)

第14条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

#### 第6章 委任

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行します。

##### 附 則（平成25年3月27日条例第11号）

##### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

（篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正)

- 2 篠山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

- 4 第1巻「第3期ささっ子 子育て いちばんプラン」の概要

## 1. 子ども・子育て家庭を取り巻く課題

アンケート調査結果や社会潮流を踏まえ、第3期計画で求められること、解決すべき課題について、以下のように定めます。

多様な教育・保育ニーズに応える体制の充実

子どもの健やかな成長を支援する体制の充実

若い世代のライフプラン実現に向けた支援の充実

協働による「こどもまんなか」のまちづくりの推進

子育て家庭が安心して生活できるまちづくりの推進

## 2. 計画の内容

### (1)多様なニーズに応じた教育・保育を提供します

#### ①教育・保育の一体的提供と推進

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて乳幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

#### ②地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、以下の事業を実施します。

#### ■子ども・子育て支援事業(一覧)

①延長保育事業	⑧妊婦健康診査事業	⑩-5 親子関係形成支援事業
②放課後児童健全育成事業	⑨乳児家庭全戸訪問事業	⑪利用者支援事業
③子育て短期支援事業	⑩-1 養育支援訪問事業	⑫産後ケア事業

④地域子育て支援拠点事業 ⑤一時預かり事業 ⑥病児・病後児保育事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業	⑩-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑩-3 子育て世帯訪問支援事業 ⑩-4 児童育成支援拠点事業	⑬乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
---	--	----------------------------

## (2)子どもの健やかな成長を支えます

施策の方向性	主な取り組み内容
妊娠・出産における安心・安全の確保と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠・出産・子育てに関する相談支援や指導、役立つ情報の提供</li> <li>● こども家庭センターの設立と子育て家庭への包括的支援の実施</li> </ul>
子どもの成長と発達への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者や教育・保育施設との連携によるふた葉プロジェクトの推進</li> <li>● 乳幼児健康診査を通じた疾病や障がいの早期発見・早期支援の推進</li> <li>● 子育てに関する情報提供の充実と、育児・発達相談支援の推進</li> <li>● 本市の自然を生かした木育や体験学習の推進</li> </ul>
障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保健・教育・福祉等の連携による障がい児支援の推進</li> <li>● 障害児福祉サービスの提供や各種手当の支給</li> </ul>
小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの医療費助成の推進</li> <li>● 健康や医療等に関する指導や情報提供の推進</li> </ul>

## (3)若い世代のライフプランの実現を後押しします

施策の方向性	主な取り組み内容
妊娠・出産等のライフプラン実現に向けた経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不妊症等治療費の助成や妊婦のための支援給付金の支給等による経済的支援の推進</li> <li>● 結婚相談室の運営や結婚お祝い新生活支援事業の実施</li> </ul>
男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発の推進</li> <li>● 女性の再就職や、男性の家事・育児参加の促進に資する取り組みの推進</li> <li>● 商工会等と連携した子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul>
親の子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・保育機関等と連携した子育て・家庭内教育に関する啓発等の推進</li> <li>● 子育てについて学ぶ機会の充実</li> </ul>

#### (4) みんなで協力して子どもを育てられるようにします

施策の方向性	主な取り組み内容
子育てへの関心の喚起と理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校・家庭・地域の連携による子育てを推進するための事業の推進</li> <li>● 子どものお大切さや子育ての重要性に関する啓発の推進</li> </ul>
地域と協働した子育て支援の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域と連携した交流活動や子どもの居場所づくりの推進</li> <li>● 「ファミリー・サポート・センター」を中心とした支え合い活動の推進</li> <li>● 民生委員児童委員と連携した見守り・相談支援等の推進</li> </ul>
保護者と子どもの居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊び場や、放課後児童の居場所の確保</li> <li>● 公共施設等を活用した親子の交流・体験事業の実施</li> <li>● スポーツ促進に向けた環境整備の推進</li> </ul>

#### (5) 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

施策の方向性	主な取り組み内容
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親家庭の医療費の助成及び児童扶養手当の支給</li> <li>● 経済的自立に向けた資格の取得等に係る費用の助成</li> </ul>
在住外国人家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国語による情報提供や生活相談支援の推進</li> <li>● NPO 法人と連携した外国人住民への支援の推進</li> </ul>
児童虐待防止に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉・教育・警察等の関係機関の連携による虐待の早期発見・早期対応の推進</li> <li>● 子どもの人権擁護や虐待防止に向けた啓発・相談事業の推進</li> </ul>
子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当の支給等による経済的支援の推進</li> <li>● 生活困窮世帯へのふるさと創生奨学金の貸与や就学援助制度の実施</li> </ul>
子どもの安全確保とやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの安全確保に向けた防犯教育の推進</li> <li>● 地域や学校と連携した見守り活動の推進</li> <li>● 防犯カメラや街路灯の設置による防犯体制の強化</li> </ul>

## 5 用語解説

### 【ア行】

#### ■ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

#### ■隘路（あいろ）

狭くて通行の困難な道。又は、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

#### ■赤ちゃんの駅

外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換のできる公共施設や民間施設を『赤ちゃんの駅』として登録し、広く周知することで、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みのこと。

#### ■医療的ケア児・者

人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引などの医療的ケアを日常的に必要とする子どもや人をいう。医療的ケア児支援法に基づき、医療、福祉、教育等が連携して支援することが求められている。

#### ■インクルージョン

全ての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

#### ■SNS（エヌエヌエス）

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

#### ■OECD加盟国

経済協力開発機構（OECD）に加盟する38か国をいう。OECDは、経済成長や生活水準の向上を目的に、先進各国が政策協調を行う国際機関である。

### 【カ行】

#### ■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

#### ■関係機関

事業の推進にあたり連携・協力を行う行政機関、教育・福祉・医療関係機関、地域団体、NPO、民間団体等の総称をいう。なお、関係機関には原則として民間の関係団体も含まれる。

#### ■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じた様々な立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

#### ■協働的な学び

探究的な学習や体験活動などにおいて、他者と協働して活動すること。同一学年・学級の児童生徒同士の学びあいだけでなく、異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学びあい、地域の方々や多様な専門家との協働なども含む。

#### ■GIGA スクール構想

文部科学省が推進する、児童生徒一人一台端末や高速ネットワーク環境の整備などを通じて、個々の児童生徒に応じた創造的な学びを実現するための教育情報化施策をいう。

#### ■ゲートキーパー

悩みや自殺の危険を抱える人に気づき、声をかけ、話を聴き、支援につなぐ役割を担う人をいう。

#### ■コーディネーター

目的を実現するため、様々な人材や物事を調整する役割を担う人のこと。

#### ■こども基本法

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

#### ■こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

#### ■個別最適な学び

目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法などで学習をすすめることや個々の児童生徒の興味・関心などに応じて、学習を深め、広げる学び。

#### ■子育て支援団体

子どもや子育て家庭を支援することを目的として活動する地域の団体をいう。NPO、ボランティア団体、保護者グループ、企業等の民間団体を含み、行政と連携して多様な支援活動を行う。

#### ■コミュニティスクール

法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育むために、連携・協働して取り組むシステム。

#### 【サ行】

##### ■児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

平成元年 11 月に第 44 回国連総会において採択され、我が国は、平成 2 年 9 月にこの条約に署名し、平成 6 年 4 月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた。この条約が採択されてから、世界中で多くのこどもたちの状況の改善につながってきた。

##### ■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

##### ■スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を持ち、こどもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

##### ■情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度に関する教育

#### 【ナ行】

##### ■ニーズ

必要。要求。需要

## 【ハ行】

### ■フリースクール

不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間施設。

## 【ヤ行】

### ■やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者やこども、障がいのある人など、多くの人にわかりやすく伝えようとする表現。

### ■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などについて、おとなと同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

### ■U I J ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きのこと。Uターンは地方で生まれ育ったものが大都市へ移住し、その後生まれ育った地方に戻ることに、Iターンは大都市で生まれ育った者が地方へ移住すること、Jターンは進学等で大都市へ移住し、その後生まれ育った地方に戻ることを指す。

### ■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 【ラ行】

### ■ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。